

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、大島委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第191回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つございます。

議題1「第43回世界プライバシー会議（G P A）結果報告について」、本日は、御参加された麻田専門委員にも御出席いただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本日は、世界プライバシー会議（G P A）の第43回年次会議の結果報告をさせていただきます。

令和3年10月18日から21日までオンライン形式で開催されました第43回「世界プライバシー会議」に参加いたしました。本会議では、18・19日は民間等も参加可能なオープンセッションであり、「プライバシーとデータ保護：人間を中心としたアプローチ」というテーマの下、様々な基調講演・パネルディスカッションが実施されました。

政府関係者のみの20・21日のクローズドセッションでは、G P Aの1年間の活動成果・今後の動きに関する報告が行われ、今後2年間の戦略計画、新型コロナウイルス感染症への対応、キャパシティビルディングなどが議論されました。また、昨今のプライバシー・データ保護に関する主要なトピックを反映した5つの決議案が採択されました。

丹野委員長におかれましては、オープンセッションの「Data Flows with Trust」と題した基調講演に登壇され、我が国が推し進めているD F F Tの意義や当委員会のD F F T推進に係る取組及び今後の課題等について、G P A関係者に広く発信いただきました。

クローズドセッションの執行協力をテーマとしたパネルディスカッションでは、浅井委員がパネリストとして登壇され、当委員会における他国との執行協力事例について紹介するとともに、国際的な執行協力の重要性の高まりについて強調し、当委員会によるG P A国際執行協力作業部会への参加の意向を表明いただきました。

麻田専門委員からは、クローズドセッションの新型コロナウイルス対策に関するセッションにおいて、G P A C O V I D-19作業部会によって作成されたベストプラクティス集への支持を表明するとともに、我が国におけるワクチン接種証明書に関する当委員会の関与を紹介いただきました。

そのほか、G P Aの活動方針を定める決議案について、当委員会事務局から、我が国の目指すD F F TとG P Aの活動方針が方向性を一にする点について、支持する旨の発言を行いました。

また、ガバメントアクセスに係る決議案については、当委員会も提案者となっており、当委員会事務局からO E C Dでの取組を含むガバメントアクセスに対する一連の対応につ

いて発言を行いました。

昨年につきオンライン形式での開催でしたが、クローズドセッションでは90以上のGPAメンバー、オブザーバー機関が参加し、各国のプライバシー・データ保護機関の長等の出席の下、活発な議論がなされ、有意義な会議でございました。

なお、次回の第44回年次会議はトルコ、次々回の第45回はバミューダで行われる予定となっております。

報告につきましては以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

では、パネルディスカッションに参加された浅井委員、麻田専門委員からもコメントをいただければと思います。

では、先に浅井委員。

○浅井委員 ありがとうございます。

本年のGPAはオンラインで開催されたわけですが、DFFTやデータ保護機関間の執行協力など、重要なテーマが議論されました。基調講演やパネルセッションへの登壇のほか、各セッションでの議論においても、DFFTをはじめとした当委員会の取組や考えを発信するなど、昨年以上に積極的な参画が行われたと思います。これによって、GPAへの当委員会のプレゼンスを着実に示せていると考えます。

引き続き、各ワーキンググループでの活動などにも力を入れ、GPAにおける様々な国際的な議論及び活動に貢献していきたいと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

では、麻田専門委員。

○麻田専門委員 麻田でございます。

新型コロナウイルスに関わる対応に関しては、依然として世界的に重要な関心事項であり続けておまして、今ほど浅井委員から御発言、御報告があったほか、今回のGPAではこの点に関するパネルディスカッションの枠が設けられまして、いろいろな議論がなされました。

御存じのとおり、国内におきましても、ワクチン接種証明書に関する対応に関しては特に関心が高く、この事項を含め、世界的な情勢をきちんと把握するためにも、今後もGPAを通じて新型コロナウイルスに関する国際的な議論に参画し続けることが非常に重要であると考えてに至りました。

ありがとうございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と、浅井委員、麻田専門委員からのお話を踏まえまして、御質問、御意見をお願いいたします。どなたか、御質問、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、ただいま御報告いただいたように、GPAという個人情報保護分野における

世界最大規模の会議の場において、今回のように、日本の機関として当委員会のプレゼンスを示せたということは、非常に意義のあることだと思っております。今後も引き続き、我々の力を出していきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

では、議題2「日EU相互認証に係る共同レビュー会合の結果報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 日EU相互認証に係る共同レビュー会合の開催について、御報告いたします。

10月26日、日EU相互認証に係る共同レビュー会合を開催し、日本からは大島委員が、欧州委員会からはレンデルス欧州委員が参加いたしました。本会合後、共同プレスステートメントを発出しております。

この会合では、日本による個人情報保護法第24条に基づくEU指定と、EUによるGDPR第45条に基づく日本の十分性認定に関し、双方が進めているレビューの進捗状況を確認いたしました。

本会合の後、双方が引き続きレビューに係る作業を進め、その結果に関する報告書の発表をもってレビュープロセスが完了することとなります。

今御覧いただいている資料の下半分になりますけれども、具体的にこれまでのレビュー作業の内容を御説明させていただきます。

表の一番上の段になりますけれども、まず、この相互認証の枠組みは2019年1月に発効しております。その後、2年以内にレビューを行うこととしていることを踏まえまして、今回、日EU双方がレビューを行ってまいりました。

それぞれどのようなレビューを行ってきたのかという点でございますけれども、まず、EUが十分性認定レビュー、これはEUが日本側をレビューするものになりますけれども、表にございますとおり、書面やオンラインでの対話による質疑応答を継続的に実施しております。

具体的な内容ですけれども、EUのレビューにおいては、十分性認定に係る全ての観点からレビューを行うこととされておりますところ、具体的には日本の個人情報保護制度に係る最新の動向、例えば個人情報保護法の改正の内容、補完的ルール適用、ガバメントアクセス、日本の執行事例等に係る質問を受け、日本側はそれに対する回答をするなどの対応を行ってきたところでございます。

続きまして、表の右側の個情法24条指定レビューの手続きでございます。当委員会でのレビューでございますけれども、EU側に日本と同等の個人情報の保護をもたらす法制度があるかどうか、当委員会に相当する監督当局が必要な体制を備えて存在しているかといった点、すなわち規則の第11条第1項各号に定める要件をEUが引き続き満たしているかの観点から調査を行いました。

具体的には、GDPRの2018年5月の適用開始後の状況や、事業者によるコンプライアンスの状況、EU加盟各国に設置されたデータ保護機関の監督活動の状況などについて、

EUのデータ保護機関に対して調査をする、関係の事業者にヒアリングをするなどして確認を行ってまいりました。

今後、表の一番下にございますとおり、2021年末を予定としておりますけれども、双方によるレビューの完了を目指して引き続き作業を行ってまいります。

続きまして、次のページになりますけれども、こちらは日EU間の相互認証に係る今回の共同レビュー後に発出した共同プレスステートメントになります。簡単に御説明させていただきます。

こちらは共同プレスステートメントの全文になっておりますが、ポイントといたしましては、3パラ目の「本会合は」とあるところがございます。欧州委員会のレンデルス委員と個人情報保護委員会の大島委員によって開会されました。今回、「デジタル時代の機会及び挑戦に対して人間中心的なアプローチを採る際の重要な要素としての高い個人情報保護の水準について、日本とEUの共同コミットメントを強調した」という文言を記載しております。

その後、次のパラでレンデルス委員の御発言と、その後の大島委員の御発言もプレスステートメントに記載をしております。

その中で特に、大島委員の御発言について記載しているパラグラフの中ほどでございますが、「更に」とございますとおり、日EU間の協力のみならず、「世界の中で『信頼性のある自由なデータ流通』を促進するための継続的な協力の重要性を強調する」ということで、大島委員に御発言いただいたところがございます。また、今回のレビューについて、「前向きな意見交換に基づき、残る手続についても、本年中に成功裏に完了させることができる」という御発言もいただいております。

最後のパラグラフになりますけれども、このプレスステートメントの中では、この会合の後、「双方の十分性認定が機能しているかに関し双方が報告書を発表する。これらの報告書をもってレビュープロセスが完了する」ということが確認されております。

以上、事務局からの説明でございました。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、私から、本日は御欠席ではありますが、大島委員に大変に御尽力いただいたことにまずは謝意を申し上げたいと思います。

今回の会合では、大島委員と欧州委員会のレンデルス委員の間で、双方のレビュー作業が順調に進んでいること、さらには、高い個人情報保護の水準にある日本とEUが、日EU間のみならず、様々な場で協力関係を一層強化することが確認されたと承知しております。

この日EU間の連携は、我が国の推し進めていますDFFTの実現にも資するところであり、今後も協調していくことが重要であるところ、レビューはその基礎となるものと

思います。本年中のレビュー完了に向けて、残された論点については事務局において、E
U側とよく調整をし、必要な作業を迅速に進めていただきたいと思います。

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、
委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。